

## 航空法施行規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 耐空証明書等の提出等
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第 23 条の 8
- ③ 手続対象者 : 航空機の利用者
- ④ 提出時期 : 耐空証明の効力停止、有効期限の短縮又は指定事項の変更後直ちに。
- ⑤ 提出方法 : 当該耐空証明書を国土交通省航空局安全部航空機安全課まで提出（有効期限の短縮又は指定事項の変更の場合は呈示）してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : なし
- ⑨ 記載要領・記載例 : なし

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :  
国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111（内線 50203）
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先と同

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : なし
- ② 標準処理期間 : なし
- ③ 不服申立方法 : なし